

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

30年 6月 20日

愛知県知事 殿

提 出 者

〒 467-8525

住 所 名古屋市瑞穂区高辻町 14 番 18 号

日本特殊陶業株式会社

氏名 取締役社長 尾堂真一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 (052) 872-5980

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本特殊陶業株式会社 小牧工場
事業場の所在地	愛知県小牧市大字岩崎2808番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	29：電気機械器具製造業
②事業の規模	154,760百万円
③従業員数	4,032名

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	燃えやすい廃油→再生処理業者に委託して、サーマルリサイクル pH2.0以下の廃酸→再生処理業者に委託して、有効利用 pH12.5以上の廃アルカリ→再生処理業者に委託して、有効利用 特定有害汚泥→再生処理業者に委託して、有効利用 特定有害廃アルカリ→再生処理業者に委託して、有効利用 特定有害廃酸→再生処理業者に委託して、有効利用 特定有害廃水銀→再生処理業者に委託して、有効利用 感染性廃棄物→再生処理業者に委託して、サーマルリサイクル
---------------------	---

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	<pre> graph TD A[環境管理責任者 常務執行役員小牧工場長] --> B[産業廃棄物管理責任者 環境安全部] B --> C[特別管理産業廃棄物管理責任者 環境安全部] B --> D[産業廃棄物施設管理責任者 環境安全部] E[必要部署には、それぞれ廃棄物の管理責任者設置] </pre>

1 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	排出量	35t	8t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程の合理化、歩留まり推進。 ・薬液寿命、及び単位槽当たりの製品処理数アップの再検討、液の変更。 ・主要廃液の濃縮による廃液減容化設備導入を実施。 ・廃液の社内処理実施（一部）⇒今後は水平展開予定。 			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	排出量	32t	7t

	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・生産量の変動で廃棄物量も変わるが、生産性の向上を図ることで発生量の低減を目指す。 ・製品加工材の寿命延長、使用材料変更により発生抑制を図る。 ・特定有害産業廃棄物に関しては、発生量を削減していく。 ・一部廃液の減容化（濃縮化）・社内処理を実施、廃液発生を抑制。
--	--

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・混入防止、適正な取扱をする為、標準書の整備、廃棄物分別教育の徹底を行なう。 ・産業廃棄物置き場の区画、仕切りの徹底。（専用置場化）
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <p>一般廃棄物以上に有害性が高い為、取扱に対する指導教育に重視。 (特に一般廃棄物への混入に注意払う)</p>

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

1 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・鉛入りシート（特定有害産業廃棄物）については加熱溶融処理による金属回収と、残ったスラグ類の路盤材への再利用化を実施。 ・pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、特定有害産業廃棄物については、中に含有される金属分（Cu, Ni, P）を回収し、再利用。 ・燃えやすい廃油については、混練により再生燃料に利用。 			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者において主に金属回収（Cu, Ni, P, Pb）を行っていく。 ・現状の回収率を維持させ、基本的には委託量を削減する方向へ持つて行く。 ・引き続き、廃棄物のリサイクル率は、100%を目標とする。 			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

1 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0 以下の廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 中間処理に関しては出来る限り、同じ濃度に維持し処理業者へ委託する。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0 以下の廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 中和処理において無害化される液の割合は、変動が大きい為、現状維持管理を徹底。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

1 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0 以下の廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0 以下の廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

		(今後実施する予定の取組) —
--	--	--------------------

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0 以下の廃酸
全処理委託量	35 t	8 t	
優良認定処理業者への処理委託量	35 t	8 t	
再生利用業者への処理委託量	35 t	8 t	
認定熱回収業者への処理委託量	17 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的に事故等を起こした業者は、弊社規律にて他業者への見直しを行っている。 ・ 処分業者の現地確認を 1 回 / 年実施。 ・ 再資源化できる処分業者に委託するよう進めている。 			

(第 5 面)

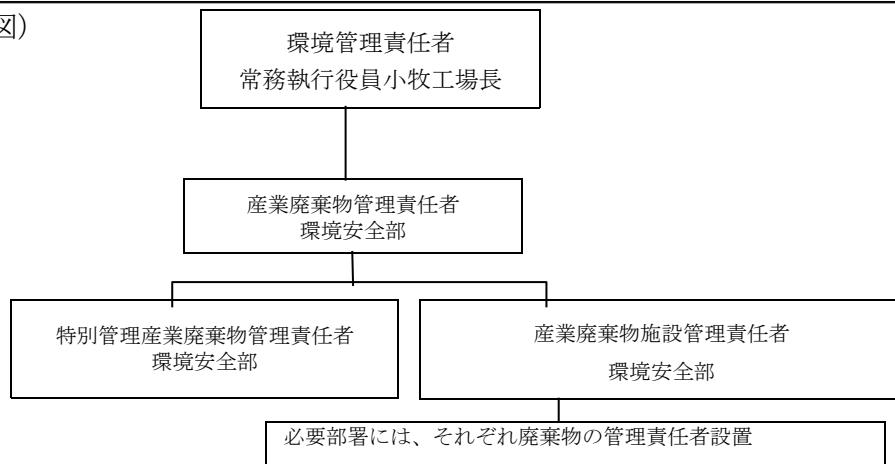
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0 以下の廃酸
全処理委託量	32 t	7 t	
優良認定処理業者への処理委託量	32 t	7 t	
再生利用業者への処理委託量	32 t	7 t	

	認定熱回収業者への 処理委託量	18t	0t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0t	0t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良認定処理業者へ委託見直しを検討する。 ・ 現状委託している業者へ優良認定を取得するよう、働きかける。 ・ トンキロ低減においても、業者見直しを検討していく。 			
※事務処理欄			

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

2 現状

【前年度（平成29年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	特定有害汚泥
排出量	36t	0.79t

(これまでに実施した取組)

- ・製造工程の合理化、歩留まり推進。
- ・薬液寿命、及び単位槽当たりの製品処理数アップの再検討、液の変更。
- ・主要廃液の濃縮による廃液減容化設備導入を実施。
- ・廃液の社内処理実施（一部）⇒今後は水平展開予定。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	特定有害汚泥
排出量	33t	0.72t

(今後実施する予定の取組)

- ・生産量の変動で廃棄物量も変わると、生産性の向上を図ることで発生量の低減を目指す。
- ・製品加工材の寿命延長、使用材料変更により発生抑制を図る。
- ・特定有害産業廃棄物に関しては、発生量を削減していく。
- ・一部廃液の減容化（濃縮化）・社内処理を実施、廃液発生を抑制。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・混入防止、適正な取扱をする為、標準書の整備、廃棄物分別教育の徹底を行なう。
- ・産業廃棄物置き場の区画、仕切りの徹底。（専用置場化）

	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一般廃棄物以上に有害性が高い為、取扱に対する指導教育に重視。 (特に一般廃棄物への混入に注意払う)
--	-----	---

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
2 現状	【前年度（平成29年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5 以上の廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・鉛入りシート（特定有害産業廃棄物）については加熱溶融処理による金属回収と、残ったスラグ類の路盤材への再利用化を実施。 ・pH2.0 以下の廃酸、 pH12.5 以上の廃アルカリ、特定有害産業廃棄物については、中に含有される金属分（Cu, Ni, P）を回収し、再利用。 ・燃えやすい廃油については、混練により再生燃料に利用。 		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5 以上の廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者において主に金属回収（Cu, Ni, P, Pb）を行っていく。 ・現状の回収率を維持させ、基本的には委託量を削減する方向へ持って行く。 ・引き続き、廃棄物のリサイクル率は、100% を目標とする。 		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
2 現状	【前年度（平成29年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5 以上の廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t

		(これまでに実施した取組) 中間処理に関しては出来る限り、同じ濃度に維持し処理業者へ委託する。	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5 以上の廃アルカリ	特定有害汚泥
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 中和処理において無害化される液の割合は、変動が大きい為、現状維持管理を徹底。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

2 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	特定有害汚泥
自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量		0 t	0 t
(これまでに実施した取組) —			
②計画			
【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	特定有害汚泥
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) —			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

2 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	特定有害汚泥
全処理委託量		36 t	0.79 t
優良認定処理業者への 処理委託量		36 t	0.79 t
再生利用業者への 処理委託量		36 t	0.79 t
認定熱回収業者への 処理委託量		0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		0 t	0 t

		<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 社会的に事故等を起こした業者は、弊社規律にて他業者への見直しを行っている。・ 処分業者の現地確認を 1 回 / 年実施。・ 再資源化できる処分業者に委託するよう進めている。
--	--	---

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5 以上の廃アルカリ	特定有害汚泥
	全処理委託量	33t	0.72t
	優良認定処理業者への 処理委託量	33t	0.72t
	再生利用業者への 処理委託量	33t	0.72t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量			
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良認定処理業者へ委託見直しを検討する。 ・ 現状委託している業者へ優良認定を取得するよう、働きかける。 ・ トンキロ低減においても、業者見直しを検討していく。 			
※事務処理欄			

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境管理責任者
常務執行役員小牧工場長

産業廃棄物管理責任者
環境安全部

特別管理産業廃棄物管理責任者
環境安全部

産業廃棄物施設管理責任者
環境安全部

必要部署には、それぞれ廃棄物の管理責任者設置

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

3 現状

【前年度（平成29年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
排出量	0.23t	0.14t

(これまでに実施した取組)

- ・製造工程の合理化、歩留まり推進。
- ・薬液寿命、及び単位槽当たりの製品処理数アップの再検討、液の変更。
- ・主要廃液の濃縮による廃液減容化設備導入を実施。
- ・廃液の社内処理実施（一部）⇒今後は水平展開予定。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
排出量	0.20t	0.13t

(今後実施する予定の取組)

- ・生産量の変動で廃棄物量も変わると、生産性の向上を図ることで発生量の低減を目指す。
- ・製品加工材の寿命延長、使用材料変更により発生抑制を図る。
- ・特定有害産業廃棄物に関しては、発生量を削減していく。
- ・一部廃液の減容化（濃縮化）・社内処理を実施、廃液発生を抑制。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・混入防止、適正な取扱をする為、標準書の整備、廃棄物分別教育の徹底を行なう。
- ・産業廃棄物置き場の区画、仕切りの徹底。（専用置場化）

	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一般廃棄物以上に有害性が高い為、取扱に対する指導教育に重視。 (特に一般廃棄物への混入に注意払う)
--	-----	---

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
3 現状		【前年度（平成29年度）実績】
特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・鉛入りシート（特定有害産業廃棄物）については加熱溶融処理による金属回収と、残ったスラグ類の路盤材への再利用化を実施。 ・pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、特定有害産業廃棄物については、中に含有される金属分（Cu, Ni, P）を回収し、再利用。 ・燃えやすい廃油については、混練により再生燃料に利用。 		
②計画		【目標】
特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者において主に金属回収（Cu, Ni, P, Pb）を行っていく。 ・現状の回収率を維持させ、基本的には委託量を削減する方向へ持つて行く。 ・引き続き、廃棄物のリサイクル率は、100%を目標とする。 		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
3 現状		【前年度（平成29年度）実績】
特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
中間処理に関しては出来る限り、同じ濃度に維持し処理業者へ委託する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 中和処理において無害化される液の割合は、変動が大きい為、現状維持管理を徹底。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
3 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)	—	
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)	—	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

3 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
全処理委託量	0.23t	0.14t	
優良認定処理業者への 処理委託量	0.23t	0.14t	
再生利用業者への 処理委託量	0.23t	0.14t	
認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0t	0t	

		<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 社会的に事故等を起こした業者は、弊社規律にて他業者への見直しを行っている。・ 処分業者の現地確認を 1 回 / 年実施。・ 再資源化できる処分業者に委託するよう進めている。
--	--	---

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
	全処理委託量	0. 20t	0. 13t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0. 20t	0. 13t
	再生利用業者への 処理委託量	0. 20t	0. 13t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0t	0t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良認定処理業者へ委託見直しを検討する。 ・ 現状委託している業者へ優良認定を取得するよう、働きかける。 ・ トンキロ低減においても、業者見直しを検討していく。 			
※事務処理欄			

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境管理責任者
常務執行役員小牧工場長

産業廃棄物管理責任者
環境安全部

特別管理産業廃棄物管理責任者
環境安全部

産業廃棄物施設管理責任者
環境安全部

必要部署には、それぞれ廃棄物の管理責任者設置

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

4 現状

【前年度（平成29年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物
排出量	0.05t	0.01t

(これまでに実施した取組)

- ・製造工程の合理化、歩留まり推進。
- ・薬液寿命、及び単位槽当たりの製品処理数アップの再検討、液の変更。
- ・主要廃液の濃縮による廃液減容化設備導入を実施。
- ・廃液の社内処理実施（一部）⇒今後は水平展開予定。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物
排出量	0.05t	0.01t

(今後実施する予定の取組)

- ・生産量の変動で廃棄物量も変わると、生産性の向上を図ることで発生量の低減を目指す。
- ・製品加工材の寿命延長、使用材料変更により発生抑制を図る。
- ・特定有害産業廃棄物に関しては、発生量を削減していく。
- ・一部廃液の減容化（濃縮化）・社内処理を実施、廃液発生を抑制。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・混入防止、適正な取扱をする為、標準書の整備、廃棄物分別教育の徹底を行なう。
- ・産業廃棄物置き場の区画、仕切りの徹底。（専用置場化）

	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一般廃棄物以上に有害性が高い為、取扱に対する指導教育に重視。 (特に一般廃棄物への混入に注意払う)
--	-----	---

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

4 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・鉛入りシート（特定有害産業廃棄物）については加熱溶融処理による金属回収と、残ったスラグ類の路盤材への再利用化を実施。 ・pH2.0 以下の廃酸、pH12.5 以上の廃アルカリ、特定有害産業廃棄物については、中に含有される金属分（Cu, Ni, P）を回収し、再利用。 ・燃えやすい廃油については、混練により再生燃料に利用。 			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者において主に金属回収（Cu, Ni, P, Pb）を行っていく。 ・現状の回収率を維持させ、基本的には委託量を削減する方向へ持って行く。 ・引き続き、廃棄物のリサイクル率は、100% を目標とする。 			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

4 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
中間処理に関しては出来る限り、同じ濃度に維持し処理業者へ委託する。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物

	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 中和処理において無害化される液の割合は、変動が大きい為、現状維持管理を徹底。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

4 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行つ う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

4 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物
	全処理委託量	0. 05 t	0. 01 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0. 05 t	0. 01 t
	再生利用業者への 処理委託量	0. 05 t	0. 01 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0. 01 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t

		<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 社会的に事故等を起こした業者は、弊社規律にて他業者への見直しを行っている。・ 処分業者の現地確認を 1 回 / 年実施。・ 再資源化できる処分業者に委託するよう進めている。
--	--	---

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃水銀	感染性廃棄物
	全処理委託量	0. 05t	0. 01t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0. 05t	0. 01t
	再生利用業者への 処理委託量	0. 05t	0. 01t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0. 01t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0t	0t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良認定処理業者へ委託見直しを検討する。 ・ 現状委託している業者へ優良認定を取得するよう、働きかける。 ・ トンキロ低減においても、業者見直しを検討していく。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

8 ※欄は記入しないこと。